

令和7年2月27日(木)

開会（午前9:55）

○羽田野孝子委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算2件、条例の一部を改正する条例4件の計6件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。今日は大変良い天気であるが、市役所では冬場の運動不足解消のため、各課対抗で歩く歩数を競うウォークラリーを行っており、本日11日目で2週間の予定である。途中経過だが現在1位は健康づくり課、2位上下水道課、3位が議会事務局となっている。スマホでグッピーヘルスケアというアプリがあり、インストールすると県で実施する職場対抗や、ポイントによる割引を受けられるなどがあり、議員の皆さまもいかがか。

本日の議題は6件ということで審議願いたい。

議第15号 令和6年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,579万2千円を追加し、その総額を33億6,285万3千円とするもの。歳出では、第2款保険給付金給付費において、今年度の給付見込みに基づき一般保険者療養給付費及び高額療養費を増額した。第8款予備費では、歳入歳出の差額分を調整した。歳入では、第3款県支出金で市が支出する保険給付費は全額県から交付される保険給付費等交付金で賄われるため、歳出の保険給付費と同額を増額するもの。第5款繰入金は一般会計からの繰入金について、令和6年度の額の確定に伴い、保険基盤安定繰入金及び財政安定化事業繰入金を増額。また、未就学児均等割軽減繰入金及び産前産後保険税軽減繰入金を減額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 16 号 令和 6 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

金子福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,007 万円を減額し、総額を 40 億 1,227 万円とするもの。歳出では、第 1 款総務費第 1 項第 1 目一般管理費で、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修にかかる費用の不用額を減額するもの。第 2 項第 1 目認定調査等費第 11 節役務費では、介護保険認定調査の際に主治医に依頼する主治医意見書の作成手数料を、また 12 節委託料では、胎内市外で暮らす被保険者の認定調査を居住市町村の居宅介護支援事業所に委託する際の委託料について、いずれも当初予想していた件数を下回る見込みのため減額するもの。第 2 項第 1 目一般介護予防事業費では、市内の介護保険事業所に委託して配置したりハビリ専門職が退職したため、その人件費に係る委託料を減額するもの。第 4 款基金積立金第 1 項第 1 目介護給付費準備基金積立金は、預金利率の変更に伴う利子の増額分を積立てるものである。なお、補正予算後の基金積立金額の総額は 6 億 9,656 万 2,188 円となる。

歳入では、第 1 款保険料第 1 項第 1 目第 1 号被保険者保険料、第 3 款国庫支出金第 2 項第 1 目地域支援事業交付金、第 4 款支払基金交付金第 1 項第 1 目地域支援事業支払支援交付金、第 5 款県支出金第 2 項第 1 目地域支援事業交付金では、一般介護予防事業費の地域リハビリテーション活動支援事業委託料の減額に伴い、それぞれ法定負担割合に相当する額を減額し、第 6 款財産収入第 1 項第 1 目財産運用収入では、預金利率の変更に伴う利子の増額分を計上、第 7 款繰入金第 1 項第 2 目地域支援事業繰入金、第 4 目介護保険システム改修費繰入金。第 5 目その他一般会計繰入金では、歳出で説明した各事業の減額に伴い、一般会計からの繰入額を減額するものである。

質疑

○渡辺栄六委員

今回の減額により、調査件数はどのぐらいか。

○金子福祉介護課長

認定を 1,500 人予定したが、減額により 1,300 件となり 200 件少なくなった。

○渡辺栄六委員

要介護認定調査は広域事務組合での調査か。

○金子福祉介護課長

こちらは市で調査を行うものである。

○渡辺栄六委員

200 人を見込んで想定より少ないと言うことだが、直近の件数はどのくらいか。

○金子福祉介護課長

この手数料は、主治医から意見書をもらう際に支払いする金額の件数になる。推移については、昨年度は 1,127 件、その前年度が 1,403 件で、今年は年度途中だが 1,000 件ほどで、年度末には 1,200 件くらいになるかと思う。

○小野徳重委員

システム改修委託料で減額 572 万円の内訳は。

○金子福祉介護課長

令和 6 年度に実施する介護報酬の改定に伴うシステム改修で、当初予算の際に国から改修の内容について指示があり、それに基づき予算額を 900 万円としたが、実際に詳細が決まりシステム改修を行った結果、500 万円ほどの減額となった。内容は、令和 6 年度に変更した介護報酬額の改定や、高額医療サービスの所得基準の見直しなどである。

○渡辺秀敏委員

介護予防事業費の委託料を減額した理由が、委託先の職員が退職したということだが、委託先はどこか。また退職によって事業の進捗状況に影響がないか。補充するための募集は行

っているのか。

○金子福祉介護課長

委託先はウエルネス中条である。影響については、令和5年度が延べ500回ほど介護予防事業に協力していただいたが、現在200弱ぐらいと回数が減っている。その部分については市職員や生活支援コーディネーターが実施している。来年については、引き続き募集をしていく予定だが、今はリハ職の人材を確保することが難しいので、今年度から始めた事業ではあるが、介護保険事業所に勤めているリハビリの専門職に委託するような形で、市の事業に協力いただけるよう取り組んでいる。

○渡辺秀敏委員

昨年度に比べ300回減ったのは退職による影響か。支障はないか。

○金子福祉介護課長

延べ回数でお伝えしたが、実際には介護予防教室などに従事し、土台づくりのリハビリの考えを持って介護予防に取り組んでいただく。初めのうちは丁寧に何回も実施し、そのノウハウを生活支援コーディネーターや他のスタッフが覚えることで、リハビリ担当ではない職員でも対応できるようにしているので、その結果として数が減っている。

○増子達也委員

歳入の第1号被保険者保険料が103万4千円減額された理由は。

○金子福祉介護課長

歳出の各事業の減額に伴い、歳入もそれぞれ減額したもので、法定負担割合で23%、第1号被保険者保険料もその割合で減額している。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 29 号 胎内市福祉交流センター有楽荘条例の一部を改正する条例

金子福祉介護課長説明

施設の開館日を指定管理者が運営する食堂の営業日に合わせるため、月曜日が祝日にあたる場合の取り扱いを定めるもの。施設管理と食堂運営の業務を指定管理者に委託しており、現状では月曜日が祝日となった場合には食堂を運営し、その翌日を休業日としているが、部屋貸しの利用希望に対応できるよう、食堂が休業の日でも指定管理者が従事している状況であった。人員配置の効率化を図るべく、月曜日が休日に当たるときは、その日の後で最も近い平日を休館日とするもの。施行日は株式会社誠を指定管理者とする委託開始日の令和 7 年 4 月 1 日である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 30 号 胎内市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

金子福祉介護課長説明

社会福祉法人胎内市社会福祉協議会を指定管理者とするデイサービスセンターいわはら荘について、採算性の向上を図るべく、現在休館日とする日曜日に加え、土曜日についても休館日とするためのもの。2 月 18 日議会初日にいわはら荘の指定管理委託料の補正に関する議案を上程したが、利用者の減少に伴う介護報酬の減少により、平成 27 年度から赤字経営が続き、令和 5 年度からは、指定管理料として市が赤字補填を行っている。持続可能な事業運営について社会福祉協議会と検討した結果、運営コストの削減を図るため、営業日をこれまでの週 6 日から週 5 日と短縮するもの。いわはら荘利用者はほとんどが週 1 回から 3 回

で、週6日利用者はおらず利用回数を減らさなければならない方はいない。また、これまで土曜日を利用された方は、利用する曜日が変更なった場合について確認した結果、ほとんどの方が変更可能と回答をいただいている。なお、デイサービスセンター栗木野荘は現在事業を休止し再開の見込みはない。施行日は令和7年4月1日である。

質疑

○増子達也委員

今回の改正で、コストと赤字がどのぐらい削減される見込みか。

○金子福祉介護課長

週6日から週5日に変更した場合、支出で約1千万円。赤字が1,300万円弱と見込んでおり、大体500万円ぐらい赤字が軽減されると見込んでいる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第34号 胎内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

梅津こども支援課長説明

栄養士法が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正があり、規定と整合を図るべく所要の改正を行うもの。これまで管理栄養士の国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受験できなかったところ、所定の学校卒業者については栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験の受験が可能となり、栄養士免許を持たずとも管理栄養士となることが可能となる。これより第16条第1項第2号において、栄養士を栄養士または管理栄養士に改め、以降の栄養士については、栄養士等に改めるもの。なお、家庭的保育事業等は自宅等において少人数の乳幼児を預かることができる施設で、給食の提供等に栄養士または管理栄養士が必要であるが、現時点では市にこの条例が適用され

る事業所等はない。

質疑

○寛智也委員

今後、施設ができて栄養士または管理栄養士を置いた場合、その施設に対し手当や補助などで手当等の違いは発生するのか。

○梅津こども支援課長

設置が必須ではない。事業所の栄養士と管理栄養士の人数は、補助金申請の際に公定価格に基づいた算定が行われるが、公定価格では栄養士と管理栄養士の違いはない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 35 号 胎内市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例及び胎内市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金子福祉介護課長説明

基準となる省令において、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能とする改正が行われたことに伴い、条例との整合性を図るべく所要の改正を行うもの。第 2 条第 1 項で、指定 3 職種である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を専従常勤で配置しなければならないとしていたところは、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合には、非常勤職員の常勤監査により配置基準を満たすことが可能となる。第 2 条第 2 項では、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合には、複数の地域包括支援センターを 1 つの区域として、65 歳以上の第 1 号被保険者数に応じた指定 3 職種の配置基準を満たす場合は、それぞれの地域包括支援センターも配置基準を満たすものとされる。

また、第1条関係の第2条第1項第3号の主任介護支援専門員、第2条関係の第14条第1項第1号の地域包括支援センター運営協議会については、省令の定義規定を引用して定義するため改めるもの。施行日は令和7年4月1日である。

質疑

○渡辺秀敏委員

市には地域包括支援センターが4つあり、それぞれ4地区を担う。そこに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しなければならないが、改正により4つを1つにすることができるという解釈で良いか。

○金子福祉介護課長

非常にわかりにくい内容だが、改正点は2つあり、いずれも福祉の専門職が少なくなっていることを踏まえた省令改正である。1つは3職種、必ず1つの地域包括支援センターに3職種を配置しなければいけない。それも専従、常勤で配置する必要があるが、それでは全国的にも人材の確保が難しくなっており、3職種は4時間のパートでも良いので合計して常勤の換算で配置すれば、1人を丸々雇わずともその時間従事すれば良いのが1つ。2つ目は、例えば市内4つ地域包括支援センターのどこかで3職種がそろわなかったところがあった場合、他の地域包括支援センターで補えるのであれば、それも認めるという内容である。

○渡辺秀敏委員

今後、市では人員不足でこの4つを1つにまとめることも考えられるか。今の人員の確保はどうか。

○金子福祉介護課長

現時点では人材は確保できており、できるだけ維持できるようにしたいと思うが、今後人材の確保が難しいとなった場合は、その可能性もあると思う。ただ、できるだけ今の人材、配置のあり方を維持できるようにしたい。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:39）